

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳再交付申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、請求人が行った身体障害者福祉法施行令（以下「法施行令」という。）10条1項の規定に基づく身体障害者手帳の再交付申請（障害更新）に対して、東京都知事（以下「処分庁」という。）が令和5年12月7日付けで行った却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

なお、行政不服審査法43条1項は、審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、同項各号のいずれかに該当する場合を除き、行政不服審査会に諮問しなければならない旨を定め、1号において、審査請求に係る処分をしようとするときに他の法律又は政令に審議会等の議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て当該処分がされた場合を掲げているところ、本件は東京都社会福祉審議会（以下「都社福審」という。）への諮問を経たものであるが、当該諮問は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知に基づくものであり（後記第6・1・(5)）、同号に定める法律又は政令に基づくものではないため、当審査会における審査の対象とされたものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分が違法又は不当であると主張する。

スモンと認定され人生の3分の2を薬害患者として生活してきた。

スモン病（薬害）特有の両下肢のしびれ、皮膚の違和感、硬直感、

痛み、冷感等神経症状が増幅、併せて運動歩行機能が著しく低下している。歩行することで症状が強く現れ、薬を服用しても眠れない。一本杖を使用し10歩程歩くと足が硬直、痛感等が出て一休みしました歩くの繰返しで、20メートルも継続して歩くことは困難である。健康維持のため種々努力しているが室内で過ごすことが多くなり、このままでは車椅子生活が目前である。立ち上がり、足の組み替え、下着・靴下の着脱、足の爪切り、起床時・歩行時には妻の助けを借りることが多い。

今回の等級見直しには、この疾患特有の神経症状（下肢の異常知覚等。この神経症状は、発症後継続して治らない。）が加味されていない。

スモン手帳に記載がある次の通知2件に、スモンに関わる説明があるのではないか。

「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」
(平成15年1月10日付け障発第0110001号厚生労働省社会
・援護局障害保健福祉部長通知)

「特定疾病にかかる診断基準について」(平成21年9月30日付
け老老発0930第2号厚生労働省老健局老人保健課長通知)

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年12月23日	諮問
令和7年 3月21日	審議（第98回第1部会）
令和7年 4月18日	審議（第99回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条1項は、身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めたときは、申請者に手帳を交付しなければならないと規定する。
- (2) 東京都においては、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）を制定し、さらに同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙「障害程度等級表解説」のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。別紙3参照）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。
- そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容を資料として判断を行うものと解される。
- (3) また、法施行令10条1項は、知事は、手帳の交付を受けた時に比較してその障害程度に重大な変化が生じ、又は手帳の交付を受けた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各項のいずれかに該当するものを有するに至った者から手帳の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、手帳を交付しなければならないと定め、身体障害者福祉法施行規則7条1項は、手帳の再交付の申請は同2条の規定を準用するとし、同条2項は、手帳の交付の申請は、法15条1項に規定する医師の診断書及び同条3項に規定する意見書等を添えて行う旨を定めている。
- (4) 等級表が定めている肢体不自由に係る障害等級のうち、本件障害に関連する部分を抜粋すると、以下の表のとおりである。

級別	肢 体 不 自 由	
	下肢の機能障害	体幹の機能障害
1 級	1 両下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの
2 級	1 両下肢の機能の著しい障害	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がる事が困難なもの
3 級	3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
4 級	4 一下肢の機能の著しい障害	
5 級		体幹の機能の著しい障害

そして、等級表解説において、本件障害に関するものとして記載されている部分を示すと、別紙3のとおりである。

なお、等級表解説によれば、両下肢機能障害の認定について、国のがいドライインにおいて、「両下肢全体の機能障害で、一下肢の機能全廃（3級）あるいは一下肢の機能の著しい障害（4級）と同程度の場合は、「両下肢の機能障害」での3級、4級の認定はあり得る。」とされていることから、両下肢ともにほぼ同程度の障害があることを前提として、両下肢の機能障害3級、4級の認定も行うこととされている（別紙3・第3・3・(3)・ク）。

また、等級表解説によれば、体幹機能障害について、「体幹とは、頸部、胸部、腹部及び腰部を含み、その機能にはそれら各部の運動以外に体位の保持も重要である。体幹の不自由をきたすには、四肢体幹の麻痺、運動失調、変形等による運動機能障害である。これらの多くのものはその障害が単に体幹のみならず四肢にも及ぶものが多い。」とされている（同・2・(3)）。

ただし、等級表解説においてあげた具体例の数値は、機能障害の一面を表したものであるので、その判定に当たっては、その機能障害全般を総合した上で定めなければならないとしている（別紙3・第3・1・(4)）。

(5) 「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱い

について」（平成21年12月24日付障発第1224第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「取扱通知」という。）第1・2・(1)は、申請時に提出された診断書・意見書に疑義又は不明な点がある場合は、必要に応じて、診断書・意見書を作成した医師に対して、申請者の障害の状況を照会するものとし、同(2)は、(1)によつても、申請者の障害が等級表のいずれに該当するか不明なときは、必要に応じて、再検査、追加検査又は別の指定医による診断等を受けるよう指導することができるものとしている。そして、同(3)は、(1)及び(2)によつても、なお不明なときは法施行令5条の規定に準じて、地方社会福祉審議会に諮問するものとすると定めている。

取扱通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言（いわゆるガイドライン）であり、その内容は合理的なものと認められる。

2 本件障害について

上記1の法令等の定め及び本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

(1) 本件診断書によれば、請求人の「障害名」は「体幹機能障害」、「原因となった疾病・外傷名」は「スモン病（疾病）」とされており（別紙1・I・①及び②）、両下肢に運動障害（痙性麻痺）及び筋力低下が認められるものの（同・II・一・1及びIII）、体幹部に關節可動域の制限及び筋力低下が認められず（同・III）、四肢に運動障害が及んでいるとは判断されないことから、本件障害は、下肢機能障害により検討することが相当である。

以下、下肢機能障害の程度について検討する。

(2) 下肢機能障害の程度及び等級について

本件診断書についてみると、神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の所見として、脊髄を起因部位として、両下肢に感覚障害（異常感覚）及び運動障害（痙性麻痺）があるとされ、排尿・排便機能障害及び形態異常はないとされている（別紙1・II・一）。

「歩行能力及び起立位の状況」欄によれば、歩行能力は、補装具なしでベッド周辺以上歩行不能とされ、起立位保持は、補装具なしで10分以上困難とされ（別紙1・II・三）、「動作・活動」の評価の欄（同・二）では、「二階まで階段を上って下りる」及び「公共の乗物を利用する」は×（全介助又は不能）とされている。

しかし、「寝返りをする」、「座位又は臥位より立ち上がる」（手すりを使って）、「家の中の移動」（つえを使って）及び「屋外を移動する」（つえを使って）が△（半介助）とされている。そして、「座る」（背もたれを使って）は、「足を投げ出して」及び「正座、あぐら、横座り」のいずれも○（自立）とされ、「いすに腰かける」も○（自立）とされていること、筋力テスト（MMT）に×（筋力が消失又は著減）と記載されたものではなく、股関節の屈曲・伸展、外転・内転、外旋・内旋が左右ともいずれも△（筋力半減）とされているほかは、すべて○（筋力正常又はやや減）とされていることから、一定の支持性、運動性は保たれていると認められる。

また、関節可動域（ROM）については、記載がない（別紙1・III）ことからすべて正常と判断される。

そして、本件診断書に係る屋外移動の状況について、処分庁が本件医師に対して照会したところ、本件医師からは、つえ使用で数十メートル歩行可能であり、下肢の筋力低下は軽度であるがスモン病により両膝下で高度の異常感覚がある旨の回答がなされた。

以上からすると、請求人は屋外移動が不可能であるとは認められず、本件障害は、両下肢機能の著しい障害（2級）の「独歩は不可能であるが、室内における補助的歩行（補装具なし）の可能なもの」（別紙3・第3・2・(2)・ア・(イ)）には該当しない。

次に、本件障害は、両下肢ともにほぼ同程度の障害があると認められるので、等級表解説第3・3・(3)・ク（1・(4)）に基づき、両下肢の機能障害3級について検討すると、請求人は、つえ使用で屋外移動は可能であるものの、補装具なしでベッド周辺以上の歩行は不可能と認められ、本件障害は、両下肢の機能障害（3級）のうち「100m以上の歩行が不可能なもの」（同・3・(3)・ク・(ア)）に該当すると判断するのが相当である。

(3) 都社福審は、社会福祉法7条1項に規定する地方社会福祉審議会であり、同項及び東京都社会福祉審議会条例に基づいて設置された知事の附属機関（地方自治法138条の4第3項）であるところ、処分庁は、本件診断書の法15条3項の意見の記載について疑義が生じたことから、慎重な判断を行うため、取扱通知に示されたとおり、法施行令5条の規定に準じて都社福審に諮問を行った上で本件処分を行ったものであるから、専門的知見を有した者を構成員とす

る審議会の関与の下で慎重な手続を経て行われており、手続の面において本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件診断書及び本件医師の回答によれば、本件障害の程度は「両下肢機能障害（3級）」と認定するのが相当であり、これは請求人が保有する手帳の等級と同一であるから、本件申請を却下した本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、スモン病（薬害）特有の両下肢の神経症状が増幅し、併せて運動歩行機能が著しく低下して、動作時には妻の助けを借りることが多い、この疾患特有の神経症状（下肢の異常知覚等）が今回の等級見直しには加味されていない旨を主張する。

しかし、本件障害については、身体障害者手帳認定審査会において「本件診断書によれば両下肢機能障害4級（両股関節機能の著しい障害）と考えられるが感覚障害を有するため両下肢機能障害3級」との審査結果を得ており、かつ、当該認定等級は、本件医師に対する照会結果及び都社福審の答申と一致することから、請求人の主張する神経症状（下肢の異常知覚等）が本件障害等級認定に加味されていないとまでは認められない。

前述1・(2)のとおり、障害等級の認定に係る総合判断は、提出された診断書の記載内容全般に基づいてなされるべきものであり、請求人の感覚障害について記載された本件診断書によって判断すれば、本件障害の程度は、認定基準及び等級表解説に照らして、両下肢機能障害3級と認定することが相当であることは上記2のとおりである。

また、請求人がスモン手帳に記載されていると言及する通知2件について、審査会において確認したところ、「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」にスモン病による障害について、他の原因による障害と別異な扱いをする旨の記載は見当たらず（念のため申し添えると、東京都が定めた認定基準及び等級表解説は、厚生労働省の各通知に抵触するものではない。）、「特定疾病にかかる診断基準について」は介護認定に係る通知であった。

したがって、以上の請求人の主張を本件処分の取消理由とすることはできない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令

解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

大橋洋一、海野仁志、織朱實

別紙1ないし別紙3 (略)